

SoloTime 会員用 STATION WORK 利用規約

2024 年 3 月 5 日制定

2024 年 4 月 1 日改定

株式会社 JR 東日本ビルディングが管理・運営するシェアオフィス事業「STATION WORK」の施設（以下、「本施設」といい、本施設には諸造作・設備等を含む。）について、東京電力ホールディングス株式会社が運営するシェアオフィス事業「SoloTime」（以下、「SoloTime」という。）の会員（以下、「SoloTime 会員」という。）に提供を行う。これにあたり、SoloTime 会員は、下記条項に定める利用規約（以下、「本規約」という。）に同意するものとする。

第 1 条（本規約の性質）

- SoloTime 会員は、株式会社 JR 東日本ビルディング（以下、「本施設管理者」という。）が管理・運営する本施設の利用にあたり、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「サービス提供者」という。）が定める SoloTime 利用規約に準じて、本規約を遵守しなければならない。なお、同一の事項について、本規約の内容と SoloTime 利用規約の内容が矛盾または重複する場合は、本規約の定めを適用する。
- SoloTime 会員が本規約に記載の利用方法及び禁止事項等に違反した場合は、すべての責任と負担は SoloTime 会員に帰属するものとする。
- 個人会員が未成年である場合は、親権者等の法定代理人の同意を得た上で本サービスを利用するものとする。

第 2 条（定義）

本規約における次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 「SoloTime 会員」とは、サービス提供者が運営する SoloTime について、サービス提供者と「SoloTime 利用契約書」を締結した法人の使用者又は従業者のうち、あらかじめ会員登録をした者及び個人会員として登録した者をいう。
- 「SoloTimeWEB サイト」とは、サービス提供者が運営する SoloTime 専用 Web サイトをいう。
- 「STATION BOOTH」とは、本施設の内、電話ボックス型の作業スペースをいい、1 名用又は 2 名用等複数のタイプを有する。

第 3 条（対象となる本施設）

- 本規約の対象となる本施設は、SoloTimeWEB サイトに記載のとおりとする。
- 前項にかかわらず、本規約の対象となる本施設に変更があった場合、変更の通知は SoloTimeWEB サイトへの掲載等の方法により行われる。

第 4 条（利用目的）

SoloTime 会員は、本施設を、一時的に業務等を行うための作業スペースとしてのみ使用することができる。

第5条（利用方法）

1. SoloTime 会員は、本施設を SoloTimeWEB サイト等記載の営業時間内に限り利用することができる。
2. SoloTime 会員は、本施設の入退室の際に、本施設管理者が定める方法により、出入口において入室及び退室の手続きを行わなければならない。
3. SoloTime 会員は、本施設に付帯する設備（以下、「付帯設備」という。）を本規約等に従い使用することができる。
4. SoloTime 会員は、本施設及び付帯設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、付帯設備の移動等原状変更は一切認められない。
5. SoloTime 会員は、本施設利用時において、本施設管理者及び本施設管理者から業務の全部又は一部を委託された第三者から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。
6. SoloTime 会員は、食事、打合せ、電話、TV 会議等について、施設ごとに本施設管理者が定める場所においてのみ行うことができる。
7. その他、本施設の利用に関しては本施設管理者が別途定めるマニュアル等に従うものとする。

第6条（私物等の管理）

SoloTime 会員は、本施設内において、SoloTime 会員が所有または占有する動産等（以下、「私物等」という。）を放置せず、その管理を自己の責任において行うものとする。私物等に紛失、盗難、破損、汚損等の損害が生じた場合、本施設管理者は、本施設管理者の責めに帰すべき事由以外、何らの責任も負わないものとする。

第7条（利用料等）

1. 本施設の利用料（以下、「利用料」という。）及び支払方法は、SoloTimeWEB サイトに記載のとおりとする。
2. SoloTime 会員は、予約した利用開始時間より前に SoloTimeWEB サイトから予約キャンセルの処理を行わなかった場合は、本施設の利用の有無に関わらず予約時間のすべてに対応する利用料を支払うものとする。予約利用時に、「STATION BOOTH」において入室のログが確認できなかった場合においても、本施設の利用の有無に関わらず予約時間のすべてに対応する利用料を支払うものとする。
3. 予約時間を超えて本施設の延長利用を行う場合は、SoloTimeWEB サイトでの予約を必要とし、延長分に対応する利用料も支払うものとする。
4. 他駅から列車に乗車のうえ、駅改札内の本施設を利用する場合は、本施設の駅を区間に含んだ乗車券類を必要とする。改札外から本施設を利用した場合は、本施設の駅を区間に含んだ乗車券類又は入場券の購入を必要とする。なお、定期券は入場券としての利用はできないものとし、入場券の購入については SoloTime が提供するサービスの範囲外となることをあらかじめ承諾するものとする。入場券の使用時間は発売時刻から 2 時間以内であるため、2 時間を超えた場合は 2 時間ごとに入場料金が加算されるものとする。

第8条（利用料の変更）

本施設の利用料は、SoloTime 会員に対し、改定日までに SoloTimeWEB サイト等で通知することにより改定することができるものとし、SoloTime 会員はこれをあらかじめこれを承諾する。

第9条（利用規約の変更）

必要に応じて本規約の変更又は新たに規則・注意事項などを定めることができることとし、SoloTime 会員に対しサービス提供者が定める方法によりその旨を告知又は通知した場合には、SoloTime 会員はこれを意義なく承諾するものとする。

第10条（サービス及び設備等の変更）

本施設管理者は、本施設において提供するサービスや、内装、レイアウト、機器、設備等について、仕様を変更できるものとし、SoloTime 会員はこれを意義なく承諾するものとする。

第11条（善管注意義務）

SoloTime 会員は、本規約等に従い、他の利用者及び第三者に迷惑となる行為をせず、本施設および本施設が設置されている建物（以下、「本建物」という。）の共用部分を善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

第12条（免責事項）

次に掲げる事由により SoloTime 会員が被った損害について、本施設管理者は、その責を負わない。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、交通機関の乱れ、暴徒又は盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊又は故障、偶発事故による損害及び情報の混線と流出。
- (2) 本施設の利用者その他の第三者により被った損害。
- (3) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い生じた損害。
- (4) SoloTime 会員とサービス提供者との間における、本施設管理者の責に帰すことのできない事由によるトラブル等。

第13条（損害賠償責任）

本施設において、SoloTime 会員が故意又は過失により、本施設、本施設管理者、サービス提供者、他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、SoloTime 会員は速やかにその旨を本施設管理者またはサービス提供者に対し通知し、本施設管理者又は本サービス提供者の請求に従い、直ちに SoloTime 会員の責任と費用負担で当該損害を賠償しなければならない。なお、SoloTime 会員が、他の利用者又は第三者に対し損害を賠償する場合、誠実に対処し、自ら責任と負担を持って解決するものとし、本施設管理者ならびに本サービス提供者に一切の負担迷惑及び損害を及ぼさないものとする。

第14条（本施設の営業時間）

本施設の営業時間は、SoloTimeWEB サイト等に記載のとおりとする。なお、本建物の全館停電や警備上の理由、又は本施設に関するその他の事由により、予告なく営業時間が変更もしくは営業中止となり、SoloTime 会員の予約が予告なくキャンセルとなる場合があることを、SoloTime 会員はあらかじめ承諾する。

第15条（禁止事項）

SoloTime 会員は、本施設の利用において、以下各号に規定する禁止行為を行ってはならず、本施設管理者は当該禁止行為を知得した場合、SoloTime 会員による本施設の利用を直ちに中止させる等の処置をとることができる。

- (1) 本施設の立入禁止箇所に進入すること。
- (2) 本施設の営業時間外に本施設へ入室又は利用すること。
- (3) SoloTime 会員の名義を使わせて、SoloTime 会員以外の第三者に本施設へ入室又は利用させること。
- (4) 本施設を事業所として利用すること又は本施設の住所及び名称を用い、商業登記等の登記手続きを行うこと。
- (5) 本施設の住所及び名称を用い、SoloTime 会員の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物又はホームページ等の電子媒体へ掲載すること。
- (6) 本施設の住所及び名称を用い、郵便物の宛先とすること。
- (7) 本施設を利用する他の SoloTime 会員及びその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等を発すること。
- (8) 予約時間を超えて本施設内に居座ること。但し、SoloTimeWEB サイト上の所定の手続きにより延長手続きを行った場合は除く。
- (9) 予約時間以外、又は共用空間等に私物等を置く等、本サービス提供者や他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (10) 利用する意志や実現可能性が低いにもかかわらず、SoloTimeWEB サイトから予約もしくはキャンセルを繰り返す等、サービス提供者及び本施設管理者が不利益を被りかねない行為を行うこと。
- (11) 本施設内で喫煙・飲酒・食事をすること。但し、サービス提供者又は本施設管理者が特別に認めた場合は除く。
- (12) 本施設内に動物を持ち込み又は本施設内で飼育をする行為。但し、サービス提供者又は本施設管理者の事前の書面による許可を得た盲導犬、聴導犬又は介助犬等は除く。
- (13) 本施設内及び外壁等にポスター等の広告物を貼ること。
- (14) 本施設内及び本施設の住所を用い、商品の販売、物品の修理その他金員の授受を伴う取引を行うことならびに勧誘等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと。
- (15) 本施設内で火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと。
- (16) 危険物を持ち込むこと
- (17) 他の利用者に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。

- (18) 吸殻・紙屑・塵芥その他の物を本施設内の指定する場所以外に廃棄もしくは放置すること。
- (19) 本施設内で、薬物又は銃器等の違法な物品の授受を行うこと。
- (20) 本施設において、法令等に違反する行為を行うこと。
- (21) 公序良俗に反する行為、その他サービス提供者又は本施設管理者が不適切と判断する行為を行うこと。
- (22) 本施設において、SoloTime 会員が著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより、本サービス提供者、本施設管理者及び他の利用者に不安を覚えさせる行為をすること、又は他の利用者の迷惑となる行為をすること。

第 16 条（コンテンツ・サービスの利用）

1. SoloTime 会員は、本施設を通じて提供されるすべてのコンテンツ・サービス（本施設管理者が、本施設内に限定して提供する、映像又は音声による情報提供サービスをいう。）について、本施設管理者の事前の承諾なく、本施設の利用に必要な範囲を超えて使用をしてはならない（著作権法に定める私的複製に該当する利用は除く。）。
2. 本条の規定に違反し紛争が発生した場合、SoloTime 会員は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、本施設管理者及び第三者に一切の損害を与えないものとする。

第 17 条（秘密情報）

1. 本規約において「秘密情報」とは、本施設の利用者自らが秘匿したい情報の全て及び、利用期間中に、SoloTime 会員が知り得た他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。
2. 本施設は、不特定多数が利用する施設であり、SoloTime 会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。万が一利用者の秘密情報を漏洩した場合でも、本施設管理者は一切その責任を負わない。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、以下に該当することを証明することができる情報については、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後 SoloTime 会員の責によらずして公知となった情報。
 - (2) SoloTime 会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (3) 開示の時点ですでに SoloTime 会員が保有している情報。
 - (4) SoloTime 会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
 - (5) 本施設管理者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

第 18 条（個人情報の取扱い）

SoloTime 会員が本施設を利用するにあたり必要となる「氏名」「メールアドレス」等の会員情報（以下、「会員情報」という。）について、本サービス提供者は本施設管理者に対して提供を行わない。ただし、SoloTime 会員の会員情報に紐づく加工した文字列を、サービス提供者から本施設管理者へ連携することについて、SoloTime 会員はあらかじめ承諾する。

2. SoloTime 会員による本施設の利用等に関連し、本施設管理者の責によらず、SoloTime 会員の個人情報が

漏洩等した場合の損害について、本施設管理者は賠償しないものとする。

第 19 条（本施設への立入り）

1. 本施設管理者は、本施設の使用状況の確認、イベントの開催又は本施設の保全、衛生、防犯等本建物の管理上の措置を講ずるため必要がある場合には、本施設管理者指定の者（本施設管理者を含む。）を本施設に立入らせることができ、SoloTime 会員はあらかじめこれを承諾する。
2. 前項記載の本施設管理者指定の者（本施設管理者を含む。）の立入り時に、本施設管理者の責に帰すことのできない事由により、SoloTime 会員所有の動産に破損や紛失が発生した場合には、本施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

第 20 条（セキュリティカメラ）

1. SoloTime 会員は、セキュリティカメラに関する以下の事項について、あらかじめ承諾するものとする。
 - (1) 本施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。
 - (2) セキュリティカメラで撮影された映像（以下、「撮影データ」という。）は一定期間、本施設管理者の業務委託先のサーバーに保存されること。
 - (3) 本施設管理者がこのセキュリティカメラにより監視、撮影し、撮影データを保存し、及び次項の目的に限定した撮影データの利用及び持ち出すこと。
2. 本施設管理者は、本施設の運営状況の確認、本規約の違反、盗難、火災等の有無、遺失物の確認及び警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを利用する。

第 21 条（Wi-Fi）

SoloTime 会員は、Wi-Fi に関する以下の事項について、予め承諾するものとする。

- (1) 本施設管理者は、SoloTime 会員の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、即時性等、通信の品質について何ら保証するものではないこと。
- (2) SoloTime 会員は、本サービスを利用してアップロード又はダウンロードした情報もしくはファイルに関連して何らかの損害を被った場合においては、自己の責任においてこれを処理し、本施設管理者はその損害について何ら責任を負わないこと。
- (3) やむを得ない事情により、本施設管理者が事前の通知なく Wi-Fi の全部又は一部の提供を停止・中断する場合があること。

第 22 条（通知等）

1. 本施設管理者は、SoloTime 会員に対する本施設にかかる不具合発生など緊急連絡を要る場合は、本サービス提供者を通して電子メールを配信等することができる。
2. SoloTime 会員は、本施設管理者が、本サービス提供者から SoloTime 会員による本施設の利用状況等につ

いて問い合わせを受けた場合に、必要な範囲において回答する場合があることを、あらかじめ承諾する。

第 23 条（サービスの中断及び利用の制限）

1. 本施設管理者が、下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に本施設の閉鎖や利用制限を行う場合があることを、SoloTime 会員はあらかじめ承諾する。
 - (1) 設備の保守、点検、修理などを行う場合。
 - (2) 火災、停電、天変地異、テロ等の事故により本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (3) 本施設利用中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合。
 - (4) 警備上の理由その他、本施設提供の中止等をせざるを得ない場合。
2. 前項各号の場合、SoloTime 会員による利用予約がキャンセルとなる場合があることを、あらかじめ承諾する。また、前項(3)の場合は、安全が確認できるまで本施設の利用を中止し、速やかに退室する。
3. 本施設管理者の都合により、施設名称、施設数、出店場所、営業時間、内装等本サービスの内容が変更もしくは本施設の一部が終了となる可能性があることを、SoloTime 会員はあらかじめ承諾する。なお、この場合、本サービス提供者は SoloTime WEB サイトへの掲示等で事前に告知を行うよう努める。
4. SoloTime 会員が本施設を利用中であっても、本施設の広告宣伝活動のために本施設管理者は本施設に立入り取材又は撮影等を行うことができる。この場合、本サービス提供者は SoloTime 会員に対し事前に通知を行うものとする。なお、本施設管理者ならびに本サービス提供者は、取材を受ける SoloTime 会員の個人情報及びプライバシー権に最大限配慮するものとする。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

1. 個人会員等は、本サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し保証する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、利用契約を締結するものでないこと。
2. 前項のほか、個人会員等は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行う予定がないことを表明し、保証する。
 - (1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
 - (2) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
 - (3) 偽計又は威力を用いて本サービス提供者の業務を妨害し、又は本サービス提供者の信用を毀損する行為。
 - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
 - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
 - (6) 反社会的勢力が個人会員の事業に関与する行為。

第 25 条（表明及び保証）

SoloTime 会員は、本施設の利用にあたり、自らが次の各号に定める者のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとし、本施設管理者は、SoloTime 会員による当該表明及び保証の内容が真実かつ正確であることを前提として、SoloTime 会員の本施設の利用を認めるものとする。本項に定める表明及び保証に関し、誤りがあり又は不正確であることが判明した場合には、SoloTime 会員は、直ちに本サービス提供者にその旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する団体又はその関係先及び著しく信用に欠けると判断される者。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項に定義される風俗営業又は同条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者又はこれらのために各施設を利用しようとする者。
- (5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号、その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者。
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号、その後の改正を含む。）第 24 条第 3 項に定義される取立て制限者又はこれらに類する者。
- (7) 有害物質、爆発物その他の危険物質を取り扱い、埋蔵、貯蔵、精製、輸送、加工、製造、生成、放出、投棄、移転、又はその他の処分もしくは処理をするために各施設等を利用しようとする者。
- (8) 各施設を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用途に供する者。

第 26 条（準拠法、管轄裁判所）

本利用規約については準拠法を日本法とし、サービスに関連して本施設管理者、本サービス提供者および SoloTime 会員のいずれかの間で争いが生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上